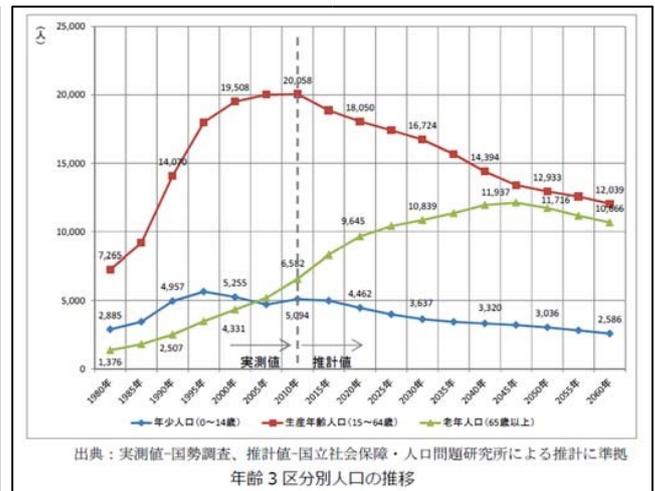
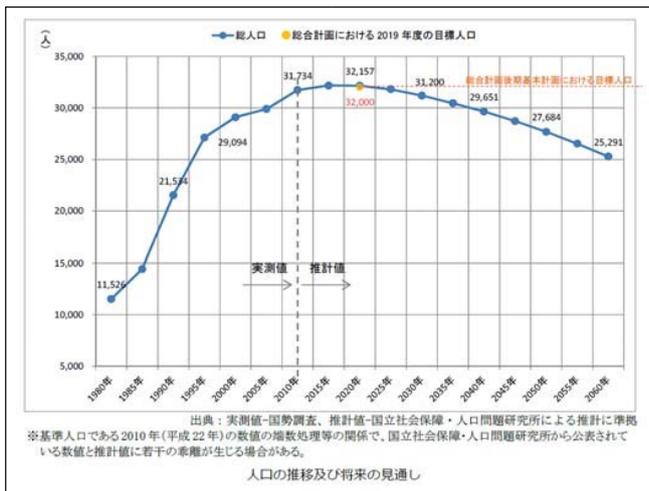


導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

猪名川町は兵庫県南東部の阪神地域に位置し、大都市近郊にありながら町域の8割が猪名川溪谷県立自然公園に指定されており、四季を通じて豊かな自然を感じられるまちである。当町は都市近郊のベッドタウンとして発展したが、現在では住宅開発が落ち着き、令和2年の国政調査における人口は、29,680人で、平成22年の31,739人をピークに減少に転じている。平成28年3月に策定した猪名川町地域創生総合戦略では、2060年の当町の人口は25,291人まで減少し、生産年齢人口（15～64歳）は約6割に減少すると推計されており、将来の猪名川町の経済を支える年代の人口減少が懸念されている。



出典：猪名川町地域創生総合戦略（平成28年3月策定）

当町の産業構造をみると産業3部門別では第3次産業に分類される事業所が約8割を占めており、日本標準産業分類の大分類では「卸売業、小売業」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順で事業所数が多く、これらの産業分野が当町を支えている。

中小企業者の実態としては、令和4年度に猪名川町商工会で実施された管内商工業者を対象とした地域経済動向調査の結果をみると、「コロナ禍」及び「物価高」による影響が営業利益を圧迫し、経営上負担となっていると問題に挙げる事業者が多く、新規顧客・販路の開拓に向け、補助事業等を活用し、事業の見直しや再構築に向け、積極的な投資に対する意欲が見受けられた。その反面、コスト増加による資金調達や価格転嫁を引き起こしてしまうケースもあるため、経営状況はより厳しいものになると予想される。引き続き町内中小企業の基盤を支えるため、生産性の向上を図る設備投資を促進する環境を構築する必要がある。

(2) 目標

「コロナ禍」及び「物価高」に大きな影響を受け、多くの事業者は依然として厳しい状況にある。当町の地域経済を持続的に発展させていくため、事業者の先端設備等導入を支援し、生産性の向上、雇用促進、地域経済の活性化を目指し、導入促進基本計画の計画期間内に2件の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、駅周辺、住宅地周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、猪名川町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、農林水産業、製造業サービス業と多岐にわたり、多様な業種が当町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月28日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、猪名川町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらと

の協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。なお、事業所に常駐する雇用者がいない場合の計画については、認定の対象としない。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。